

議案第 5 4 号

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 8 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年四万十町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成25年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

第 5 条中「1 か月以内」を「翌年（当該日が 1 月 1 日である場合には、当該日の属する年）の 1 月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。